白子町小学校適正配置等檢討委員会設置要綱

(目的及び所掌事務)

- 第1条 児童の減少化に対応するため、本町における小学校適正配置等の調査検討を行い、将来への望ましい教育環境のあり方を見い出すことを目的とし、白子町小学校適正配置等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。
- 2 検討委員会は、その結果を白子町教育委員会(以下「教育委員会」という。) に報告するものとする。

(組織)

- 第2条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小学校の学校長
- (3) 小学校の児童の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、委嘱した日から第1条第2項に規定する報告した日までと する。
- 第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議等)

- 第5条 検討委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会 長が検討委員会に諮って定め、その他必要な事項については、教育委員会が別に 定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。 附 則

この告示は、公示の日から施行する。